

Title	旧日本軍における兵士の言語問題： 明治期国語創造以前の状況について
Sub Title	
Author	和泉, 司(Izumi, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2012
Jtitle	日本語と日本語教育 No.40 (2012. 3) ,p.121- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20120300-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

旧日本軍における兵士の言語問題

——明治期〈国語〉創造以前の状況について——

和 泉 司

1. はじめに

筆者は前号において、日本統治末期の台湾に徴兵制が導入された際における、〈国語〉(＝日本語) 不解者の徴兵実施を迎えての台湾内部の対応と問題を指摘した。軍隊という強圧的な命令体系で動かされる組織に、軍隊内の言語を理解できない人々が送り込まれ従軍させられたとき生じる問題と矛盾に、日本帝国の〈国語〉がどのように働いたかを考え、日本語教育の歴史的な役割を考える一助とすることが目的であった。

台湾で徴兵制が実施されたのは1945年1月からであり、実際に徴兵検査が行われた回数・期間はごく少なく、短かった¹⁾。そのため、〈国語〉不解者である台湾人青年で兵役についた人数・期間もまた少なく、短い。しかし、台湾と類似の事態は沖縄(1896年より徴兵制実施)や朝鮮半島(1944年より徴兵制実施)でも生じていたことは確実であり、その際、兵役についた青年たちには実際的な〈国語〉不解による困難が生じていた。例えば、吉田 裕は著書の中で沖縄出身の兵士について触れているが、通常地域ごとに実施される徴兵・兵役が、沖縄だけが固有の「郷土部隊」を持たないため、沖縄出身兵は九州各地に分散して入営させられたと述べている。そこで、沖縄出身兵は郷土をはるか離れた地で、かつ「風俗・言語」も異なる状況で軍隊生活を送ることになったというのである²⁾。日本が帝国を志向していく中で、〈国語〉は精神的にも身体的にも人々を拘束することになったのだ。

このように考えるとき、より基本的な事態として、〈国語〉の創造と徴兵

制度の展開とをその最初から確認しなおす必要があるのではないだろうか、と考えるようになった。

言うまでもなく、明治政府が成立した段階で日本は言語的に「不統一」の状態であり、方言の差異のために地域ごとの言語的意思疎通はかなり困難な状態であった。その状況は、日本語史の中でも「江戸中期以後には、この方言の違いが、ある地方の出身者と別の地方の出身者とのあいだでは、たがいに口頭では話が通じないほどになっていた。」³⁾と語られている通りで、このような「溝」が江戸時代の幕藩体制を通じて深くなっていた後にできたのが明治政府であったからだ。つまり、明治期に徴兵制度が始まった時、軍隊に徴せられる青年たちにも言語的差異あるいは断絶が生じていた可能性があり、それはどのように克服されたのか／押さえつけられたのかを考えると、軍隊と〈国語〉の関わりを見直してみることが新たな目的としたいと考えているのである。

ここで、今回考えることは次の三点である。

一つ目は、明治日本における学校制度の展開である。明治政府は1872年に学制を公布し、その序文に当たる「被仰出書」において、四民平等に立脚する国民皆学、欧米的近代思想に基づく個人主義・実学主義的な立場から立身出世思想を説いていた⁴⁾。そして日本全国に学校を設置していくことを宣言している。この近代学校制度によって初等教育では日本国内の教育水準の底上げ、中高等教育では国家運営エリートの養成が目指されていく。児童・生徒が同様の課程を学ぶことで知識・言語の全国的共有が行われ、また同課程による学校生活を過ごすことで、身体経験の平準化も図られていくことになる。

二つ目は、軍隊整備と徴兵制度の展開である。徴兵令が公布されたのは1873年1月で、学制公布の直後となる。これは非常に示唆的なことであろう。徴兵令が学制より遅れたのは、旧土族や旧藩から国民皆兵に伴って軍事的特権が失われることへの反発が強く、その調整が続いたからであり⁵⁾、

明治政府にとって徴兵制度導入は急務であったと言える。しかし後述するように、実施当初の徴兵制度は問題点が多くたびたび改正されていくことになる。その過程で多くの青年男子が軍隊に徴されていくのだが、すぐに分かるとおり、明治初期から少なくとも中期までは、学校制度が発展途上だった以上、近代学校教育を経ずに徴兵され入営する青年が多数であり、彼らの教育水準は軍隊組織運営において大きな問題となっていく。その際の彼らの言語能力の面での問題点を考えたい。

三つ目は、〈国語〉創造の過程を軍隊との関わりから確認していくことである。これは学制・学校制度と重なる部分が大いだが、〈国語〉創造についてはすでに数多くの先行研究がある⁶⁾。それらに頼りつつ後述していくことになるが、ここで確認だけすると、日清戦争の時期に上田万年が唱えた方向性に則りその理念形成が行われ、1900年ごろに〈国語〉が登場するようになるという。つまり学制によって小学校が設置されるようになり、徴兵制度によって青年が軍隊に徴せられるようになってから30年近い期間、日本帝国に定まった姿を持つ〈国語〉は存在していなかったことになる。この期間に教育を受け（あるいは受けず）、軍隊に入れられることになった青年たちの、主に軍隊内におけるリテラシーの問題に注目したい。それを踏まえて、〈国語〉創造の展開と学校制度・徴兵制度のそれとの関わりを確認する。

以上の点から、日本の軍隊における兵士と〈国語〉の関わりを考える出発点を定めることが、本稿の目的である。

2. 学校制度と徴兵制度

まずこの章では、学制と徴兵令に始まる学校制度と徴兵制度について、その内容と展開を確認し、時期的・内容的な関わりを見いだしていきたい。

2-1 学校制度

先述の通り、学制は1872年に公布されているが、この学制に先行して

1871年7月に文部省の設置が行われている。文部省は設置と同時に「全国に施行すべき学校制度をいかにして立てるかという最初の課題に直面した」⁷⁾。ここから、主として欧米の学校制度を参照しながら⁸⁾学校制度の方向性を決めていき、それが学制として公布されたことになる。「被仰出書」については先述したが、学制本文では、まず学校設立計画が示されていた。全国を八つの大学区にわけ、各大学区に32の中学区、各中学区に210の小学区という区分けをし、各学区ごとに大学校・中学校・小学校の設置が予定されていた。「すなわち全国に大学校八、中学校二五六、小学校五万三、七六〇をおく予定であった。そして、これは、人口約六〇〇に対して小学校一校を、人口約一三万に対し中学校一校を置くことを目標としたものであった」⁹⁾。この計画はすぐに分かる通り、当時の明治政府の体力を超える壮大なもので、実情とはかけはなれていた。ただ、学制はその冒頭で「全国の学政は之を文部一省に統ぶ」としており、計画の実現は難しくとも、文部省を頂点とした中央集権の仕組みをとることをはっきり宣言していた¹⁰⁾。中央集権方式は、徴兵制度でも取られる。教育と軍隊とを中央の一元的管理下におくのである。そして、そのような一元的管理のために必要となるのが、一元的な言語であるはずだった。

しかし、当初の学校制度では、一元的な言語—〈国語〉をいう前に、就学率の問題があった。本稿は軍隊における青年の言語理解について考えるという目的上、以降は初等教育における〈国語〉に連なる教育を中心に扱っていくことにするが、小学校は1900年まで有償だったため、それまでの就学率は低いままであった。『学制百年史』では、

学制の実施に当たって、文部省はまず小学校の設立に力を注いだので、府県においてもこの方針に基づいて小学校の設立に特に努力を傾けている。学区の設定も学区取締の任命も主として小学校の設立のためのものであり、当時の府県においては、学制の実施とはほとんど小学校の設立を意味するものであったといってもよい¹¹⁾。

と述べられており、初等教育機関の設置が進められたとしているが、同時に、

学制は学校の設立維持の経費を地方住民の負担、すなわち「民費」によることを原則とした。そのため小学校でも月額五〇銭（または二五銭）という当時としては高額な授業料を定めている。しかし当時の民衆の生活からみてこのような高額な授業料を徴収することはとうてい不可能であった。授業料の額は地方により学校によって異なっていたが、おおむね一銭から三銭程度であり、貧困家庭の児童には無料の場合も多かった。そのため小学校経費の主要な財源は学区内の各戸への賦課金（学区内集金）と学区内の寄附金にたよるほかはなかった¹²⁾。

とも述べられている。多くの民衆にとって、明治初期の教育は高コストであり、その上費用対効果が予想できないものでもあった。そのため、学齢児童の小学校就学率は1873年のスタート直後は28.1%であり、82年になって50.7%と過半数に達する状況だった（これは男女児童平均であり、女子児童はこれよりもさらに低くなる）。就学率の上昇は、社会の近代化・資本主義化に伴って近代教育の必要性が農村などにも浸透し始めることによって起こり、無償化をきっかけに大きく上昇して、1900年に81.5%となっている。

この間、1879年に学制が廃止となり代わりに教育令が公布された。教育令は80年、85年と二度の改正を経て、86年の学校令（小学校令・中学校令・帝国大学令・師範学校令）公布により廃止される。この中の小学校令において、義務教育強化と改正（1900年）による先述の義務教育無償化が行われ、初等教育が広がりを持つようになった。

この20世紀を迎えようという時期は、一方で日清・日露戦争の戦間期でもある。つまり、日清戦争を契機に日本の中でナショナリズムの意識が強まり、近代化の希求の中で一元化された、国民のものとしての〈国語〉創造の機運が高まった時代であった。また徴兵制度によって兵役につく適齢青年男子の割合がそれまでの5%前後から1890年代半ばを境に——つ

まり日清戦争を契機として——10% 前後へと上昇した時期でもあった¹³⁾。このようにしてみると、学校制度、徴兵制度、〈国語〉創造の展開は歩調を合わせているようにも見える。しかしそれらはそれほどうまく進んでいたのだろうか。

2-2 徴兵制度

徴兵制度はこれも先述の通り、1873年から徴兵令によって開始された。多くの先行研究が述べているように、当初の徴兵令は不備が多く、国民皆兵という目的に合致したものとは言えなかった。免役規定が多く、それを利用した徴兵逃れが続出しており、また日清戦争までの国内常備軍の主な活動は土族反乱や農民一揆の鎮定であり、さらに国家予算上の都合もあって、多数の兵員確保を政府自身が望んでいなかったのである。故に、兵役は「国民皆兵といい、男子の義務であるとしながら、三〇分の一の確率でしかかかってこない義務」¹⁴⁾となっていた。

しかしこのような徴兵制度の不備は、徐々に改正されていくことになる。そして1889年の徴兵令改正によって免役規定はほぼ廃止され、徴集率は上がっていくことになる¹⁵⁾。ただ、それでも学校制度の項で触れたように、適齢青年男子人口に対する現役兵徴集率は日清・日露戦争の時期で10%程度、1931年の満洲事变後でも15%ほどであった¹⁶⁾。1937年の日中戦争開戦以前までは、軍隊と社会との接触はそれほど広がっていなかったことになる¹⁷⁾。その点でいえば、義務教育と兵役とでは、社会の中での広がり・浸透に差ができていたといえよう。さらに、中等以上の教育機関へ進学した者には徴兵猶予や一年志願兵制度などの恩恵もあり、やはり日中戦争まで一定以上の学歴を持つ者で兵役につくものは少数であったという¹⁸⁾。つまり、日中戦争以前に兵役についていた青年たちは、多くが同世代の中の学歴が低い層であったということになるだろう。兵役に就いた青年たちは少数でありかつ社会的に偏って存在していたということになる。このような状況を念頭に置いて、彼らの軍隊内部における言語環境を考え

る必要がある。

兵役に就くと、まず初年兵教育を受けることになる。軍隊では術科（軍事教練等）と学科があり、学科では軍人勅諭や読法、連隊史や各種摘要を学んだ¹⁹⁾。その際、太平洋戦争以前までは「日本の陸軍は全国共通・公式な軍隊教科書を編纂することはついに」なく、「基本的に教官が口述し、兵士たちはそれを聞く、という教育方式」²⁰⁾であったという。ここで注目したいことが二点ある。一つ目は、初年兵の中で学校教育を十分に受けていない青年たちが、主に学科の解説に使われたであろう教官の言語を理解できたのかどうか、ということ。二つ目は、初年兵の教育程度があまり期待できない（識字率に不安がある）から、学科が口述で行われたのではないか、ということである。

明治初期の兵役についての青年男子の識字率については、『陸軍統計年報』に掲載されている徴兵検査の際に行われた試験結果から類推が可能である。それをまとめたリチャード・ルビージャーによると、識字率には地域差が激しく、1899年段階で最も識字率が低いのは沖縄の新兵（23.7%）で、続いて高知（42.4%）となっている。つまり沖縄では7割強、高知でも過半数の兵役に就いた青年男子が読み書きができない状態で入営したことになる。1899年当時45あった連隊区（徴兵検査実施時の区割りに符合する）のうち、識字率が90%を超えていたのは4地区だけであり、70%未満の連隊区は15地区もあった。しかもこの数値は年報の分類で「全く読書ヲ成ササル者」とされた新兵を非識字者とした上での割合であり、「稍読書ヲ為ス者」を識字者に含めない場合、各地域の割合はさらに20%ほど低下するとルビージャーは指摘している²¹⁾。1899年に兵役に就いた青年男子が小学校の学齢であったのは、1886年～90年代前半となるが、この時期の男子の小学校就学率は6割から7割に上昇していたころであった²²⁾。この数値は全国平均となるため、地域差は判別できないが、小学校就学率が兵役に就いた青年男子の識字率と関連していることは類推可能である。

もちろん、識字は「読み書き」の能力を示すものであるから、言語能力とそのまま一致するわけではない。しかし、問題はこの青年たちが入る場所が軍隊であったということだ。冒頭で述べたように、軍隊は強圧的な命令系統に支配されており、それを違わず実行しなければならない。そして、その時に用いられた言葉は、徴集された青年たちがそれまでの社会で日常的に用いていたものとは異質であった可能性が非常に高いのである。もちろん、徴兵は地域ごとに分割された連隊区単位で行われるため、日本各地の方言が連隊内で混在する事態があったわけではないが、職業軍人の数もまだ少なかったであろう明治初期～前半期においては、教官の言葉が理解できない、という事態も起きたはずである。そこに、軍人勅諭に象徴されるような「書き言葉」から派生した表現を用いた共同体で訓練し生活する時、言語に由来する問題が生じていたのではないだろうか。

先に 1900 年になって初等教育の就学率が 8 割を超えた、と述べたが、その時期に初等教育機関に学んだ人々が成年に達するのは 1910 年代に入ってからであり、先のルビージャーも「一九二〇年ころに二十歳になった新兵からは非識字の者は消えてしまったと考えてよい。このことは、一九一九年の軍の記録から確かめることができる」と述べている。逆にいうと、それまでの日本の軍隊は、内部に言語的な断絶を抱えていた可能性があったということではないだろうか。

3. 小学校教育と〈国語〉

前項で、1920 年ごろからは軍隊内に非識字者がいなくなる、という指摘を見たが、それは日本の義務教育の普及を示している。同時に、その時期には〈国語〉がすでに創造されていた。1902 年に小学校就学率は 90% を超え、大正期に入ると 98% 台で安定するという状況になる。そしてこの時期の小学校では全国で〈国語〉が教えられていたのである。それは帝国の範囲でも同様で、1895 年に日本の植民地となった台湾で「国語伝習所」や

「国語学校」といった〈国語〉を冠する名を持つ教育機関が設置されていることから分かる。

この〈国語〉形成の展開と、それが学校教育に取り込まれていく経緯をまず押さえたい。学制公布時の小学校の教科目では、現在の〈国語〉科に当たる教科をどれとは指摘できず、「しいていえば〈綴字・単語・会話・読本〉の科がそれにあたる」²³⁾ という状態であったという。そして中でも〈読本〉の教科書が後の〈国語〉科につらなるものであった²⁴⁾。明治初期の日本に存在した話し言葉と書き言葉の乖離と、話し言葉における地域差の問題を、言文一致運動や表記法の議論などを経ながら克服し、日本の統一言語の形成を模索していたというのが19世紀末までの日本の状況だったわけである。また一方で、1894年に東京帝国大学教授となった上田万年による〈国語〉創造の動きがあり、この上田の提言が政治的また同時代のナショナリズムの高揚に合致する形で〈国語〉像が出来上がっていく。そして1900年の小学校令改正で小学校に「国語科」という教科が生まれるのである。イ・ヨンスクはこの「国語科」によって、「これまで明確に述べられていなかった「国語の規範」を教えるという目的がはっきりと明文化された」と述べている²⁵⁾。イ・ヨンスクはさらに次のようにいう。

こうして、上田万年が理論的に〈国語〉の理念を完成させていったのと平行に、国家の教育制度のなかに〈国語〉はその内容においても意図においても、くつきりとそのすがたを現した。一八八六年（明治一九）年の学校令を出発点として、明治三十年代前半の教育改革は、国家体制に即応する国民教育を目指した近代的教育制度の確立に一応の完成をもたらしたが、そのなかでも、小学校令改正はもっとも重要なできごとであった。そこで特筆すべきは、やはり小学校での「国語科」の設置であろう。なぜなら、それはたんなる科目名の変更にとどまらず、〈国語〉の理念の確立をもとめたさまざまな社会的意志が、そこに集約して表明されているからである。そして、小学校に〈国語〉の理念が浸透したことは、〈国語〉がすべての国民によって意識されるべき規範的価値となるための制度的基盤を形成したことを意味する²⁶⁾。

このような状況を背景に、1903年の教科書国定制に基づいた『尋常小学読本』が登場し、〈国語〉に基づく標準語教育が進むことになった。イ・ヨンスクは、このような動きを「明治の言語史におけるもっともおおきな出来事であった」としている²⁷⁾。

さて、このようにして〈国語〉が創造され、それが小学校教育に包摂されたのもまた1900年ごろであったとすると、本稿での問題意識にあるように、その教育が始まる以前の青年たちにおける言語環境にやはり懸念が生じる。就学率が低く、小学校に学んでいたとしてもその表記や表現に揺らぎがあり不統一なものであったとしたら、そのような青年たちは軍隊内でどのように命令を受け、知識や情報をやりとりしたのだろうか。

4. 軍隊における〈表現〉

これまで見たように、1900年代以前に兵役に就いた青年男子には非識字者が少なからず存在し、また識字の者であったとしても、小学校教育で確立した標準語＝〈国語〉を学んでいなかった。そのような状態で、彼らはどうやって軍隊内の命令を授受し、知識や情報を獲得し、コミュニケーションをとっていたのだろうか。

吉田 裕は、軍隊内部には「兵語」と呼ばれる言葉が存在していたと指摘している。吉田は『軍事界』第三号(1902年)に掲載された仁平 純「兵語としての口語及文章語に就て」という文章を引用しているが、そこで仁平は「今日に於ける漢字、文章語、口語との調和をはかり、そうして完全なところの兵語を創作したいのである」と述べている。ここで仁平は「兵語」を「創作したい」と語っているが、「兵語」自体はすでに当時存在していたことが同様に吉田が引用する久留島武彦『国民必携 陸軍一斑』(1899年)という書の中から分かるという²⁸⁾。

つまり、〈国語〉が創造されるより以前に、軍隊ではその内部における通

用語が形成されていたということになる。入営した初年兵たちは、それぞれのリテラシーや識字能力にかかわらず、まずその「兵語」を覚えさせられたのである。

このような軍隊内用語は〈国語〉が創造され学校教育によって日本全体に広まり、標準語化がなされた後もなくなることはなかった。例えば日本統治期台湾において徴兵制が導入されるに際し、その日本語能力が懸念される中で、通常の〈国語〉能力を持っていても、軍隊内の言葉が理解できなければ意味がない、学校で軍隊用語を教えるべきだ、という意見が出たことからそれがわかる。学校教育によって獲得された〈国語〉よりも「兵語」の方を重視する（それはつまり、「兵語」ができれば〈国語〉について台湾人青年に期待しない・関心がないことを表してもいる）傾向もあつたのである²⁹。日本軍では軍隊の外の社会を「地方」と呼んでいたが、「地方」において確立された〈国語〉能力が通用しない言語空間が軍隊の中にはあつたことになる。

さらに、軍隊に関する手引き書の類からも、軍隊内の言語状況が異質であつたことが想像できる。

一ノ瀬俊也は戦前に作られた様々なマニュアルを整理・調査・研究しているが、1880年代後半から、軍隊から肉親や近隣者に出すべき手紙の書き方指導書が出現していたという。これは、軍隊の中で用いるべき表現の文例、いわゆる「軍人の文法」マニュアルであつた³⁰。その中には、家族や近隣者に出すべき「正しい表現」（つまり軍隊を賛美するような内容）が記載されており、また、軍隊内部に向けては、様々な場面における挨拶の文例も収められていた。命令の授受で動く軍隊においては、このような定型文を書き、話せばよかつたということになる。もちろん、ここにはそのマニュアルを読み、理解できるだけのリテラシーが必要になるわけだし、文書作成や定型の挨拶以外に、軍隊内務班における様々な上下・人間関係に直面した際の会話能力も必要だろう。ただ、基本的には「降りてくる命令」

に答えるしかできない初年兵にとっては、当面の命令の内容だけを覚えればよかった、というよりそれしか手段はなかったのではないだろうか。

この点が植民地における植民地出身の兵士との状況の違いになるだろう。つまり、例えば台湾人の〈国語〉不解者の青年が兵役に就いたとき、そこでやりとりされている言語が〈国語〉であっても「兵語」であっても同じように分からないが、明治初期の青年たちの場合、方言の差異が大きかったとしても、言語自体の類似性や言語外の状況や情報からある程度内容の類推ができたであろうからだ。

ただし、そうは言っても言語上の不自由が存在していたことは間違いのない。例えば、これは1910年代になるが、一ノ瀬は日露戦争前後の時期には軍隊内で日記や所感を書くことが兵士に求められ（それは上官の検閲を受ける）、それが軍隊教育として機能していたと述べている。その事例として、上官から「私的制裁」を受けたことを書いた「所感」の表現が、「上官への感謝」や「在郷軍人としての覚悟」を書いた「所感」と比べて著しく文章が稚拙になることを指摘している。一ノ瀬はこの点を、兵士のリテラシー欠如が軍隊内の状況を読む能力の欠如として現れている、という事例として取り上げているが³¹⁾、本稿の問題意識から言えば、「感謝」「覚悟」といった定型文が存在するテーマを離れたとき、兵士たちの言語表現力がまだまだ低かったことがそこであらわになることを伝えるものとして理解できる。そして、そのような言語理解の困難が残る中で、「私的制裁」に象徴される理不尽な軍隊組織に、青年たちは取り込まれていたのである。

5. おわりに

本稿では、軍隊内の〈国語〉理解の問題を考えていく出発点として、明治の軍隊内における、〈国語〉創造以前の状況調査を試みた。本稿は先行研究に頼りながら、学校制度、徴兵制度の制度史と〈国語〉創造の展開を連関させつつ新たな視点を編成することを目指したものであったが、すでに

研究されている事実の列挙になっている点は否めない。また、制度などの大枠を見るだけでなく、兵士たちの書いたものや、より具体的な軍隊内の言語状況に関する証言を集め、検討する必要もあるだろう。そういう点で本稿は不備の多いものであるが、日本軍が抱えた軍隊内の言語問題が、日本帝国が植民地を形成し植民地出身者を軍隊に徴する以前にも存在していたことを考える必要性は示せたのではないだろうか。

「兵語」や文例マニュアルの存在を考えると、果たして〈国語〉創造によって軍隊内の言語的障害がなくなったのか、という点も、改めて考えなければならず、またこのような軍隊と「地方（一般社会）」とのある種の二重言語状況が存在するところに、植民地出身者が引きずり込まれていったことの問題も捉え直さなければならない。そういったことも含め、問題は多いが、それらを今後の課題として、調査を進めていきたい。

【注】

- 1) もちろん、だからといって台湾人の苦難が軽いものであったというのではない。それ以前から特別志願兵制度や軍夫・軍属という形で台湾人は多数戦場に徴用されていたことは周知の事実である。
- 2) 吉田 (2002) pp. 30～32。吉田は 1909 年に小倉の歩兵第 14 連隊に入営した中野紫葉が 1913 年に出版した『新兵生活』に描かれた沖縄出身兵の様子を引用している。そこでは、「渠等（沖縄出身兵—引用者）は東西已に不明である。内地人の中に加つて言葉を冒頭に覚えねばならぬ」という箇所が示されている。
- 3) 亀井 他 (2007) p. 385。
- 4) 文部省編 (1972) 第一編「近代教育制度の創始と拡充」の「学制の制定」の項目。ここでは文部科学省 HP 公開版を参照した。
- 5) 加藤 (1996) pp. 25～45。
- 6) ここではイ・ヨンスク (1996) を主に参照している。
- 7) 文部省編 (1972)
- 8) 文部省編 (1972) には次のような記述がある。

(学制制定に関わる学制取調掛に選ばれた—引用者) 一二人を一覧すると、多くは当時の著名な洋学者であることがまず注目され、国漢学者と見られるのは長光（ひかる）(三洲) と木村正辞の二人である。箕作麟祥はフランス法制の権威であり、その地位と学識

から見て起草委員長ともいうべき地位にあったと考えられる。辻新次と河津祐之もフランス学者であり、河津は「仏国学制」の訳者である。内田正雄はオランダに留学した人であり、「和蘭学制」の訳者である。瓜生寅は英学で知られた人である。箕作・内田・瓜生・辻・河津の五人は開成学校・南校系統の人々である。岩佐純と長谷川泰の二人は医学校・東校系統の人で、西洋医学・ドイツ学を代表している。残る杉山孝敏・西潟訥・織田尚種の三人は行政事務関係者といえよう。これらの委員はそれぞれの立場を代表して学制の起草に関与したことであろう。しかし全体として洋学関係の人々が圧倒的に多いことから見ても、欧米の教育制度を参照して学制を制定しようとした意図は明らかである。

- 9) 文部省編 (1972)
- 10) 山住 (1987) p. 28
- 11) 文部省編 (1972)
- 12) 文部省編 (1972)
- 13) 加藤 (1996) p. 20
- 14) 加藤 (1996) p. 51
- 15) 吉田 (2002) pp. 18~19
- 16) 加藤 (1996) p. 66
- 17) 吉田 (2002) p. 18
- 18) 高田 (2008) p. 11
- 19) 一ノ瀬 (2004a) p. 46
- 20) 一ノ瀬 (2004b) p. 20
- 21) ルビージャー (2008) pp. 272~282
- 22) 文部省編 (1972)
- 23) 亀井 他 (2007) pp. 254~259
- 24) 亀井 他 (2007) pp. 258~259
- 25) イ・ヨンスク (1996) pp. 148~149
- 26) イ・ヨンスク (1996) p. 150
- 27) イ・ヨンスク (1996) p. 151
- 28) 吉田 (2002) pp. 27~28
- 29) 福田 (1943)
- 30) 一ノ瀬 (2004b) pp. 42~43
- 31) 一ノ瀬 (2004a) pp. 52~53

参考文献

- 吉田 裕 (2002) 『日本の軍隊』 岩波新書
 亀井 孝・大藤時彦・山田俊雄編 (2007) 『日本語の歴史 6 新しい国語の歩み』 平

凡社ライブラリー

- 加藤陽子 (1996) 『徴兵制と近代日本 1868—1945』 吉川弘文館
- イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想 近代日本の言語認識』 岩波書店
- 山住正己 (1987) 『日本教育小史—近・現代—』 岩波新書
- 高田理恵子 (2008) 『学歴・階級・軍隊 高学歴兵士たちの憂鬱な日常』 中公新書
- 一ノ瀬俊也 (2004a) 『近代日本の徴兵制と社会』 吉川弘文館
- 一ノ瀬俊也 (2004b) 『明治・大正・昭和軍隊マニュアル 人はなぜ戦場へ行ったのか』 光文社新書
- リチャード・ルビージャー著・川村 肇訳 (2008) 『日本人のリテラシー 1600—1900年』 柏書房
- 福田良輔 (1943) 「徴兵制と国語の問題」『台湾時報』 1943年11月号

関連 URL

文部省編 (1972) 『学制百年史』

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198101/index.html